

公 示

九州運輸局長
令和8年7月6日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年7月16日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第41号)

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要						備 考
		現 行			申 請			
佐8運3	昭和自動車株式会社	対キロ区間制	基準賃率	44円10銭	対キロ区間制	基準賃率	62円90銭	
			初乗運賃	160円		初乗運賃	210円	
宮8運11	宮崎交通株式会社	対キロ区間制	基準賃率	56円00銭	対キロ区間制	基準賃率	68円10銭	
			初乗運賃	210円		初乗運賃	220円	